

宗像市
文化芸術のまちづくり 10 年ビジョン
(後期)
【平成 28 ～ 32 年度】

平成 年 月 日

宗像市

目次

I. 宗像市文化芸術のまちづくり後期ビジョン策定にあたって

- (1) 策定の目的と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 宗像市の文化芸術の概況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) ビジョンの趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (4) ビジョンの特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

II. ビジョンに対する基本認識

- (1) 対象とする文化芸術の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 文化芸術活動の担い手と役割・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (3) 後期ビジョンの期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

III. ビジョンの構成

- (1) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 目指す将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

IV. 重点プロジェクトの内容

概要	9
----	---

基本目標① すべての市民が文化芸術を鑑賞・体験できる環境をつくります

・ 1－1 文化芸術活動と鑑賞機会の確保	13
・ 1－2 宗像ユリックスでの鑑賞機会の創出	14
・ 1－3 文化芸術の体験機会の創出	15

基本目標② 文化芸術のつくり手の活動を支えます

・ 2－1 データベースの構築と拡大	16
・ 2－2 若手芸術家育成制度	17
・ 2－3 ネットワーク形成の促進	18
・ 2－4 市民文化芸術活動の発表機会の充実	19

基本目標③ 文化芸術を活用したまちづくりを推進します

・ 3－1 文化芸術活動団体助成事業	20
・ 3－2 文化芸術を通じた国際交流の促進	21
・ 3－3 文化芸術の他分野への活用	22
・ 3－4 市の魅力となる文化芸術の創出	23

基本目標④ 文化芸術的資源を保存・活用・継承します

・ 4－1 文化財等の保存と活用	24
・ 4－2 郷土文化学習交流館（海の道むなかた館）の活用	25
・ 4－3 文化芸術的資源の把握と継承プログラム作成	26
・ 4－4 地域学芸員の養成	27

基本目標⑤ 文化芸術に関する総合的な仕組みをつくります

・ 5－1 元気なまちづくり基金の活用	28
・ 5－2 宗像ユリックスの拠点機能強化	29
・ 5－3 文化芸術に関する学校・地域との連携	30

展望	31
----	----

資料

宗像市文化芸術振興条例	32
宗像市市民文化・芸術活動審議会規則	33
宗像市市民文化・芸術活動審議会名簿	34
宗像市市民文化・芸術活動審議会の審議経過	35
宗像市文化芸術のまちづくり10年ビジョン検証評価委員会名簿	36

I. 宗像市文化芸術のまちづくり10年ビジョン（後期）の策定にあたって

（1）策定の目的と背景

宗像市は、九州北部にあり、福岡市と北九州市の両政令都市の中間に位置しています。玄界灘に面した白砂青松のさつき松原、弧を描いた美しい海岸線や島々、市内を流れ大地を潤す釣川、四塚に連なる山々など、豊かな自然と景観に恵まれた住みよい田園住宅都市です。

いにしえより、中国大陸や朝鮮半島を結ぶ航路が開かれ、航海術に長けた「宗像人」は、大陸との交流を重ね、豊かな歴史と文化芸術を育んできました。

このように時代の重みを持つ文化芸術は、今も脈々と流れ、さらなる充実を加え、現在の宗像の文化芸術活動に活かされています。これらの文化芸術を見つめなおし、活用し、新しい価値を創出して発展させるとともに継承することは、市民等相互の連帯感をつくり出し、共に生きる社会の礎となるものです。

国際化、情報化、社会の成熟化、住民意識の多様化の中、人々は心の豊かさを求め、文化芸術に参画することで、生活の質の向上を追及するようになってきています。また、文化芸術は、創造性を生じさせ、コミュニティの活性化に関わると同時に、教育、福祉、健康、医療、観光等の幅広い分野にも波及していく可能性を有しています。

このような文化芸術による市民の輝きやまちづくりが、宗像市の存在感を際立たせ、宗像市に住み続けたい、宗像市に住みたいという人を増やしていくことになるのです。文化芸術による情報発信や交流活動は、市の魅力や特色を生み出し、再び市民の芸術文化や地域経済活動に反映されていきます。

市では文化芸術が持つ力を政策に取り入れ、文化芸術の振興を通じて総合的なまちづくりを進めていくために、平成21年度に文化芸術振興条例を制定しました。

そして、この条例の定めに基づき、~~平成23年3月に具体的に~~宗像市の施策を~~として~~推進するための指針として策定したものが宗像市文化芸術のまちづくり10年ビジョンです。

平成27年度でこの宗像市文化芸術のまちづくり10年ビジョンの中間期が経過したことから、これまでの期間の取り組みを評価検証する第三者機関「宗像市文化芸術のまちづくり10年ビジョン検証評価委員会」の検証結果を踏まえ、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画「後期ビジョン」を策定しました。

（2）宗像市の文化芸術の概況

宗像市は、昭和56年の市制施行以降、福岡市・北九州市の住宅都市として、発展を遂げてきました。その間、地域社会を中心にした生活文化とともに、美術・音楽・舞踊などさまざまな芸術文化活動が、市民組織である文化協会を中心に、着実な歩みを進めていきました。

そして、宗像市の新たな市民文化芸術の転機は、平成の幕開けとともに訪れます。

宗像ユリックスの開館（本館）が昭和63年。文化芸術のシンボルとして、福岡市・北九州市との地の利をにらみ、イベントホール（2309席）、ハーモニーホール（622席）、図書館などの複合施設が建設されました。現在のスポーツ施設等を含めると、年間100

万人を超える約90万人の利用者を誇っています。

このような文化施設を中心に、市民による様々な文化芸術活動が営まれてきました。その契機として、平成元年にスタートしたむなかた自由大学の誕生があります。2千人を超える会員がユリックスのイベントホールに集い、市民ボランティアの運営による年12回のトップランナーを招いての講演と、地域の文化芸術活動を紹介するコーナーでは、多くの公演活動が行われました。市民オーケストラである宗像フィルハーモニー、むなかた太鼓、薪能、大道芸、子どもたちを中心にしたミュージカル劇団やダンスチーム、合唱団など、子どもたちから、大人まで、生き生きとした文化活動が行われていきました。

それとともに、市民活動団体の活動助成を目的として、平成3年には、市の生き生きむなかたづくり推進事業がはじまり、基金の運用益をもとにして、多くの団体が、新たな活動に取り組むことになりました。

平成4年には、歴史的にもゆかりのある大韓民国金海市との間で姉妹都市が締結されました。その後、国際交流事業として、美術交流展をはじめ、舞踊公演などが定期的を実施され、姉妹都市提携10周年記念では、韓国伝統芸能（サムルノリ）、市の創作太鼓・劇団等とのコラボレーションによる、韓国の民話を題材とした記念舞台劇などが行われました。

市内にある福岡教育大学との協働事業として、平成4年から釣川の川沿い（釣川桜づつみ公園）等、市の公共空間に美術科の卒業作品である石造彫刻（26作品）を設置しました。

文化財は、埋蔵文化財を中心に、昭和60年代から、大規模な宅地開発が進むのに伴い、緊急発掘調査が急増し、多くの遺跡の調査が行われました。平成15年度の玄海町、平成17年度の大島村との合併を契機に、宗像大社を中心にした文化遺産が新たに加わりました。海の正倉院・沖ノ島をシンボルに、平成21年1月には「宗像・沖ノ島と関連遺産群」として、ユネスコの世界遺産暫定リストに記載されました。さらには、平成28年1月に政府の閣議で世界文化遺産に推薦することが了解され、現在、国連教育科学文化機関（ユネスコ）に正式な推薦書を提出し、平成29年の登録を目指しています。また、平成22年2月には弥生時代の墳墓、集落遺跡である田熊石畑遺跡が、国史跡になりました。

平成21年からモデル事業として行われた伝統文化継承事業では、小中学校で文化協会による華道、謡曲などの出前公演授業を行って行っています。この事業は、現在も継続しており、次世代への伝統文化の継承に寄与しています。宗像ユリックスの市民ギャラリーは、平成22年にオープンし、記念イベントとして中村研一展を行い、市所蔵品展として中村琢二展を行いました。中村研一、琢二画伯は、宗像市出身の昭和の日本画壇を代表する洋画家です。現在も引き続き、「大きなクスの木の下で」美術館展を宗像ユリックスの展示室で開催しています。

この他、むなかた芸術祭、むなかた吹奏楽祭、むなかた文化祭、むなかた子ども芸術祭の継続実施は宗像市の文化イベントとして定着しており、特にむなかた文化祭については平成22年度に30回目を迎え、文化協会をはじめとした数多くの文化芸術団体が参画し、文化芸術の振興に大きく寄与してきました。昭和63年のオープン以降、宗像ユリックスの文化事業は現在まで毎年50回以上の事業を行っています。現在ではアウトリーチや市民参加型の事業も多く行っており、市民に鑑賞・体験の機会を提供しています。

このように、宗像市では、芸術、伝統芸能、文化財、国際文化交流等、幅広い分野で多様な団体の活動が活発に行われてきました。

(3) ビジョンの趣旨

宗像市文化芸術振興条例では文化芸術の振興についての宗像市としての基本理念や施策の基本となる事項が定められ、また、市民等、民間団体等、行政のそれぞれが果たすべき役割が明確にされています。

ビジョンは、この条例に基づき文化芸術の振興を通じて総合的なまちづくりを推進するために創られたものであり、広範な領域にわたる文化芸術の振興のための施策及び事業の指針と、市民等、民間団体等及び市と多様な主体との文化芸術に関する協働の役割など、推進のために必要な事項を定めたものです。

これまでも着実に歩みを進めてきた多様な文化芸術活動をさらに振興し、文化芸術によるまちづくりへと展開していくための基本目標や、その目標を実現するための重点プロジェクトについて示しています。

(4) ビジョンの特徴

~~宗像市文化芸術のまちづくり10年~~ビジョンの特徴は、重点プロジェクトの配置体系化とそれらを全体として達成するための、仕組みづくりにあります。

仕組みづくりとしては、~~拠点としての宗像ユリックス文化振興財団(仮)~~や元気なまちづくり基金の創設と運用等により、事業実施のための推進力とします。さらに、市民協働や様々な実施主体の新たな連携による、文化芸術をフィールドにした実践と試行を重ねながら推進します。以下、主な特徴を3点にまとめます。

① 重点プロジェクトの配置体系化

文化芸術の振興の施策及び事業の指針については、様々な重点プロジェクトを設けることで、具体的内容を明確にすることとしています。~~なお、重点プロジェクトは、原則3年間をモデル事業としてとらえ、それらを相互に組み合わせることで、市文化芸術振興条例にかかげられた基本理念を、基本目標別に、短期・中期・長期的に達成していこうとするものです。~~

~~重点プロジェクトは、3年間のモデル事業という位置づけから、第3者機関により、事業を検証することで、事業の継続性や修正・廃止・新規の事業化等の判断を示していきます。~~

~~また、これら重点プロジェクトの一部は、元気なまちづくり基金の基金運用により、推進を図ります。~~

② 多様な協働のパートナー

文化芸術に関する協働の主体は、市民・民間団体・市（行政）の三者を基本としますが、第4の主体として、招聘芸術家や国・県・他市等との広域的な連携主体、国外の文化団体等があげられます。本ビジョンでは、実施主体とそれらの関連性を明らかにするとともに、第4の主体との連携などが特徴として挙げられます。

なお、~~まちづくりや人材育成、地域伝統文化継承・活用、次世代育成の文化芸術のまちづくりを進めるための市民活動~~については、元気なまちづくり基金の基金運用により、活動を支援します。

③ 市民協働・市民参画によるまちづくり

市民が、豊かな歴史と文化芸術が育まれる環境の中で、文化芸術の意義を再発見し、新しい価値を創出し、発展させていくためには、市民が参画できるライフステージごとの事業メニューを提示する必要があります。そこで、本ビジョンでは、重点プロジェクト等を乳幼児期、小学生、中高生、大学・社会人、子育て中、子育て後、高齢期別等のライフステージ別に提示することで、対象者を明確にしています。世代を超えて、地域を越えて市民が参画することで、文化芸術による世代間交流が促進され、この力がまちづくりの力となっていきます。

Ⅱ. ビジョンに対する基本認識

(1) 対象とする文化芸術の範囲

文化芸術は大変広範な領域にわたるものですが、このビジョンでは文化芸術を以下の範囲と定義し、推進していきます。

- ① 文化芸術とは、美術、音楽、写真、演劇、舞踊その他の芸術、伝統芸能及び地域の伝統又は生活に根ざした文化並びに文化財等をいいます。
- ② 文化財等とは、有形及び無形の文化財並びにその保存技術をいいます。
- ③ 文化芸術活動とは、文化芸術の鑑賞、創造及び継承活動をいいます。

(2) 文化芸術活動の担い手と役割

文化・芸術活動の担い手は様々のものが考えられますが、このビジョンでは大きく分けて条例に規定される市民等、民間団体等、市と、このビジョンで新たに定める第4の主体を担い手とします。

①市

宗像市及び宗像市教育委員会の行政組織をいいます。市は市民等及び民間団体等による文化芸術活動を促進するための環境整備を行うものとしします。また、文化芸術によるまちづくりを行うために、市民等及び民間団体等の文化芸術活動の総合調整の役割を担うものとしします。そして、文化芸術の振興に関する施策や事業を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければなりません。

②民間団体等

市民活動団体、企業、学校等をいいます。民間団体等は、地域社会の一員として文化芸術活動及び文化芸術によるまちづくりの一翼を担っていることを自覚し、自らの文化芸術活動はもとより、市民等の文化芸術活動の支援を積極的に行うものとしします。

③市民等

市内に居住、通勤及び通学または市内を活動の場とする個人をいいます。市民等は、自らが文化芸術活動又は文化芸術によるまちづくりの主体又は担い手となり、相互に協調して文化芸術活動に進んで参加するものとしします。

④第4の主体

①から③の他に協働のパートナーとして多様な主体が存在します。これらを第4の主体としします。その内容としては上記①から③に含まれない招聘芸術家や国・県・他市等との広域的な連携主体、国外の文化団体、広くはユネスコなどの文化に関する国際組織も含まれます。

(3) 後期ビジョンの期間

後期~~この~~ビジョンの期間は平成28~~23~~年度から平成32年度までの5~~10~~年間とします。

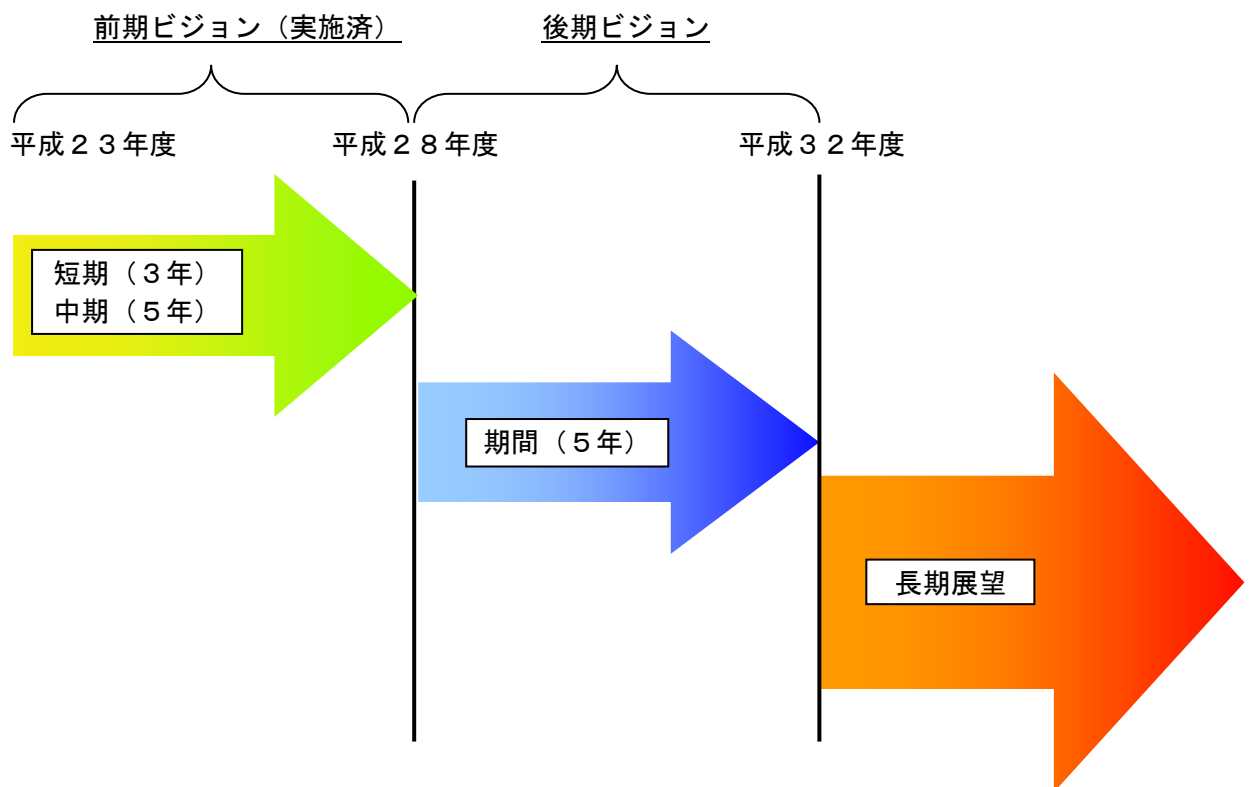
前期ビジョンでは、短期（～3年）、中期（～5年）としていましたが、後期ビジョンはの期間である10年間を5年間で短期（～3年）、中期（～5年）、長期（～10年）の3期に分けて考え、各重点プロジェクトを行い、併せてそれ以降の長期展望の方向性を示しながら、宗像市の文化芸術によるまちづくりを計画的に推進していきます。

短期は23年度からの3年間であり、10年後の将来像を見据えて直ぐに取り組まなければならないプロジェクトに着手します。

中期は23年度からの5年間であり、短期プロジェクトによって得られた情報、人材、実績等を活用することで可能となるプロジェクトを行います。

長期は23年度から32年度までの10年間で、現時点では10年後の展望とします。27年度で中期プロジェクトが完了するので、この時点での文化芸術を取り巻く社会情勢や重点プロジェクトの進捗状況から、ビジョンの中間見直しを行い、長期展望に向け、さらに具体的なプロジェクトを計画します。

後期ビジョンの期間のイメージ



Ⅲ. ビジョンの構成

(1) 基本理念

このビジョンは宗像市文化芸術振興条例に定められた4つの理念を踏まえて宗像市の文化芸術のまちづくりを推進するものです。

基本理念① 文化芸術に親しめる環境整備

文化芸術を創造し、及び享受することは人々の生まれながらの権利であることから、すべての市民等が文化芸術活動に親しめる環境整備を図られなければなりません。

基本理念② 文化芸術のための人づくり

文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、及びその能力が十分に発揮されるよう配慮されなければなりません。

基本理念③ 文化芸術を活かしたまちづくり

文化芸術は、市民等の生活に潤いと豊かさをもたらすだけでなく、教育、福祉、健康及び医療の充実、さらに観光産業等の地域経済の活性化、市のイメージ向上につながる力を有するものであることから、今後のまちづくりに文化芸術の力が活かされなければなりません。

基本理念④ 文化芸術の保存・活用・継承

文化芸術の振興に当たっては、地域固有の伝統芸能、伝統芸術、文化財等の保存、活用及び継承が図られなければなりません。

(2) 目指す将来像

宗像市は前述の4つの理念に基づいてこのビジョンを推進し、以下の将来像を目指すための重点プロジェクトを展開します。

「文化芸術でもっと宗像が好きになる」

宗像市には誇るべき文化芸術が多く存在します。海の正倉院「沖ノ島」をはじめ、世界遺産登録に向けての動きも本格化し、様々な文化芸術活動も活発に行われていますが、多くの住民に知られていない状態です。また、近年宗像市では様々な文化芸術活動が活発に行われていますが、まだまだ文化芸術の力をまちづくりに活用できていないのが現状です。

宗像の素晴らしい文化芸術を知れば宗像を好きになります。文化芸術の力で自分たちの住むまちをもっと素敵なまちにすることができます。

そこで、このビジョンでは、市民等が宗像の文化芸術を知ることで郷土愛を育み、文化芸術の力をまちづくりの推進力とするために、基本理念に基づいた5つの基本目標を達成するための取り組みを行っていきます。

(3) 基本目標

このビジョンでは、目指す将来像の実現のために基本理念を踏まえた5つの基本目標を設定します。

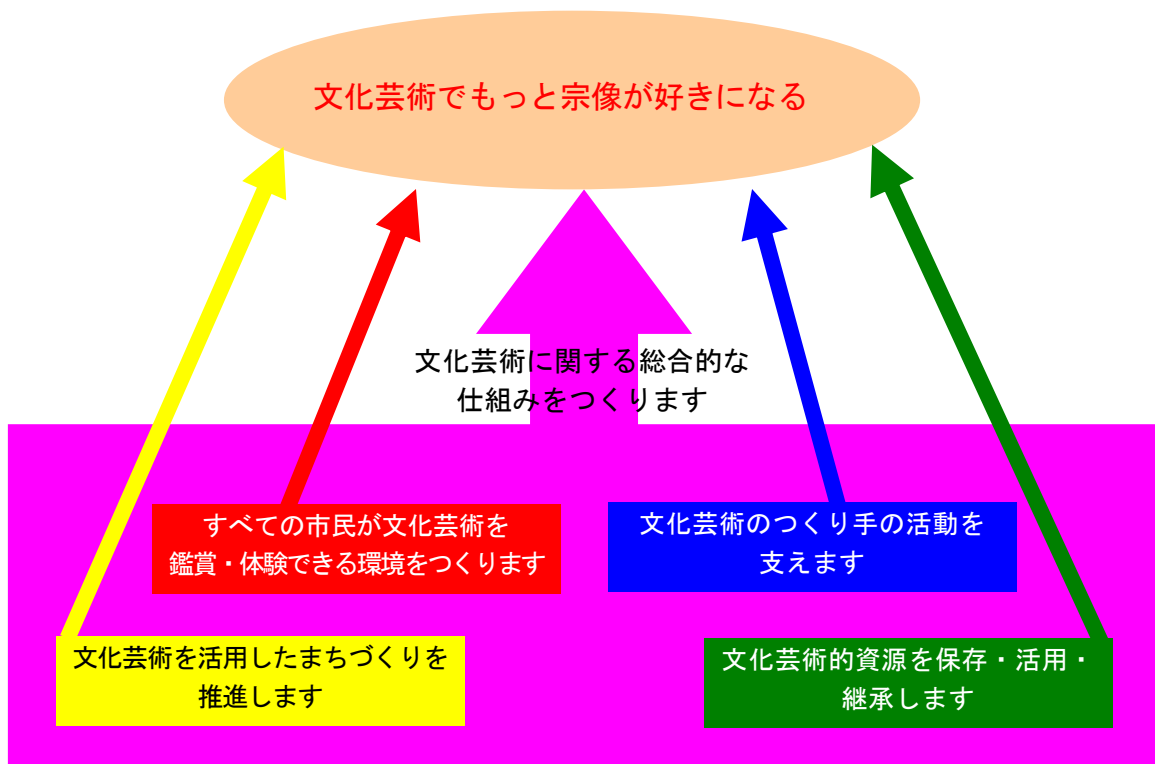
基本目標① すべての市民が文化芸術を鑑賞・体験できる環境をつくります。

基本目標② 文化芸術のつくり手の活動を支えます。

基本目標③ 文化芸術を活用したまちづくりを推進します。

基本目標④ 文化芸術的資源を保存・活用・継承します。

基本目標⑤ 文化芸術に関する総合的な仕組みをつくります。



基本理念の①から④をそれぞれ踏まえた目標①から④を推進するために、総合的な仕組みづくりとして目標⑤を設定しました。5つの目標を達成することで、将来像である「文化芸術でもっと宗像が好きになる」を実現します。

それぞれの目標には達成のための短期・中期・長期の重点プロジェクトがあり、これらを市民等、民間団体等、市と第4の主体が協働しながら実施していくことが重要となります。

IV. 重点プロジェクトの内容

概要

このビジョンの基本理念・基本目標を達成するため、各理念・目標ごとに重点プロジェクトを短期・中期・長期的に推進していきます。

基本理念①から③については、文化芸術の中心拠点として宗像ユリックスを明確に位置づけるとともに、コミュニティ・センター等の身近な施設を活用した文化芸術の振興を図ります。小学生を対象にした宗像ユリックスでの芸術鑑賞事業や地域コミュニティでの身近な場所を利用した鑑賞・体験事業、アマチュアやプロによる文化芸術の派遣事業、これら人と人をつないだり文化芸術と他分野をつないだりするコーディネーターの養成を行います。さらに、文化芸術活動団体の活動助成のために、~~元気なまちづくり文化振興~~基金の運用益を利用した補助制度を実施します。

基本理念④の文化芸術の保存・活用・継承として、文化芸術的資源の把握と継承プログラムを作成します。~~平成22年に国史跡に指定された田熊石畑遺跡（弥生時代の墳墓、集落遺跡）は、市民協働による史跡公園づくりを行い、6世紀の装飾古墳である国史跡の桜京古墳の保存整備を実施します。なお、平成24年度に開館した~~郷土文化学習交流館（海の道むなかた館）~~施設は、世界遺産のガイダンス、文化財展示、体験学習、歴史体験ツアーなどの中心拠点として、田熊石畑遺跡をはじめとした多くの自然・遺跡等とのネットワークを形成しているところでもあります。~~

これらを通じて、~~平成21年、ユネスコの世界遺産暫定リストに記載された「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の~~については、平成29年世界文化遺産登録に向けて、保存・活用・継承に関する市民活動等を活発化させます。

~~なお、重点プロジェクトを推進し、基本理念・基本目標を達成するために、元気なまちづくり基金を創設・運用するとともに、文化振興財団（仮）を設置し、文化芸術振興ビジョン実現の推進力とします。~~

各重点プロジェクトについては、現状と課題、プロジェクトの目的と内容、スケジュール、プロジェクトの性格、協働の担い手を明確にしています。~~プロジェクトの性格については、その重点プロジェクトが達成されることにより、主となる目標だけでなく、関連してどの目標に波及効果が生まれるか、チャートで示しています。~~

【重点プロジェクトページ アイコンの見方】



市



市民等



民間団体等



第4の主体